

おとな用

予防接種予診票等発行申請書

(宛先) 前橋市長

下記のとおり、予防接種予診票等の発行について申請をします。

		申請日	令和 年 月 日
申請者	フリガナ 氏名	被接種者との続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	住所 (住民票上)	〒	
	電話番号	— —	
(予防接種を受ける方)	フリガナ 氏名	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	
	住所 (住民票上)	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ	〒 前橋市
	生年月日	大正・昭和 年 月 日 (歳)	
申請理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ()		
必要な予診票等 (ワクチンの種類)	<input type="checkbox"/> 高齢者インフルエンザ <input type="checkbox"/> 高齢者肺炎球菌 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス		どちらか該当する方に✓を入れてください。 <input type="checkbox"/> 65歳以上の方 <input type="checkbox"/> 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能で身体障害者手帳1級、または同程度であると医師が判断した方
	<input type="checkbox"/> 帯状疱疹予防接種通知書(50歳以上) <input type="checkbox"/> その他 ()		
送付先変更の有無	住民票上の住所以外への郵送を希望する場合、別途「予防接種関係書類送付先変更依頼書」の提出が必要です。 令和6年4月以降に「予防接種関係書類送付先変更依頼書」を提出し、送付先を変更している場合はチェックを入れてください。		
	<input type="checkbox"/> 令和6年4月以降に送付先変更済み		

〈注意事項〉

- 高齢者の予防接種はそれぞれ助成回数が決まっています。助成回数を超えた分の接種費用は全額自己負担となりますので、申請の際には必ず過去の接種履歴を確認してください。
- 転入の場合、前橋市での接種履歴が無くても、前住所地で助成回数分の接種を受けたことがある方は、助成の対象外となります。前住所地での接種履歴については、前住所地の予防接種担当にご確認ください。

■市確認欄

受付日		対応者		本人確認	免・保・マイ・在留・その他 ()
委任状の有無	<input type="checkbox"/> 無 (同一世帯) <input type="checkbox"/> 有 (別世帯)				

お手続きに必要なもの

【窓口申請】

- ・ 申請者（窓口に来る方） の本人確認書類 ※運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きのもの
- ・ 委任状(本人または同一世帯以外の方が申請する場合のみ)

【郵送申請】

- ・ 申請者 の本人確認書類の写し ※運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きのもの
- ・ 委任状(本人または同一世帯以外の方が申請する場合のみ)
- ・ 予防接種関係書類送付先変更依頼書(郵送先を変更する場合のみ)

【参考】 高齢者予防接種の助成回数

予防接種種類	助成回数
高齢者インフルエンザ	年度内に1回
高齢者肺炎球菌	65歳時に1回
新型コロナウイルス	年度内に1回
帯状疱疹(50歳以上)	生涯1回限り